

## 第13回「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議 概要資料

### 1. これまでの取組経過 (P2~P7)

- ・平成22年10月に「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議を設置以降、歴史的都心地区（四条通、河原町通、御池通及び烏丸通に囲まれた地区）における安心・安全で快適な歩行空間の確保と賑わいの創出を目指し、「四条通歩道拡幅事業」や「歩いて楽しいまちなかゾーン」の整備など、様々な事業に取り組んできました。

### 2. まちなかの現状について (P8~P20)

- ・歩道拡幅後の四条通の1日あたりの歩行者数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年比33.5%減となりました(P9)。四条河原町周辺では、特に緊急事態宣言が発出された令和2年4月以降、京都市外からの人出が大きく減少し、その後、宣言解除、Go to トラベルキャンペーンの開始などにより、市外からの人出も一時的に回復しています(P11)。
- ・四条通の1日あたりの交通量も、前年比で約1,000台(約7%減)ほど減少しました(P13)。月別では、緊急事態宣言下の5月に前年比30%程度減少したものの、7月以降は、昨年比の95%前後で推移しています(P14)。
- ・四条通を走る市バスの平均運行時間は、交通量が大幅に減った4月及び5月は、概ね設定時間(15分)を下回り、スムーズに運行できていましたが、秋の観光シーズンは、前年よりは改善しているものの、設定時間を超えているケースが見られます(P15)。

### 3. 令和2年度の主な取組について (P21~P28)

- ・四条通歩道拡幅整備完了後は、主に、**(1) まちなかへの車両流入抑制対策**、**(2) 物流の整序化に向けた取組**、**(3) タクシー駐停車マナー向上の取組**を中心に、関係団体の皆様と連携を図りながら取組を進めてきました。令和2年度の主な取組は以下のとおりです。

- (1) 郊外の鉄道駅や運転免許試験場等に設置されたデジタルサイネージを活用したパークアンドライドの利用促進に取組みました（掲出箇所を大幅に拡大 R1：3箇所→R2：22箇所）。
- (2) まちなかにおける物流荷捌き環境の改善に向け、配送時における道路空間の利用状況等を把握するため、京都府トラック協会と連携し、トラックドライバーに対するWEBアンケート調査を実施しました。また、令和3年3月には、貨物集配中車両の駐車禁止規制が緩和されている御池通を有効に活用いただくよう、周辺の事業者に対する周知を行います。
- (3) 京都タクシー業務センターと連携し、乗務員の皆様向けのアンケート調査や四条通での指導・啓発活動等を実施しました。また、タクシー利用者向けに、タクシー車内のデジタルサイネージを活用した周知を新たに実施しました。

## 4. 今後の取組方針について

### (1) まちなかへの車両流入抑制 (P29)

- ・ 今年度から本格実施しているデジタルサイネージ等を活用したパークアンドライドの利用促進や、利用者にとってインセンティブのある情報（パークアンドライド駐車場の割引や公共交通のお得なチケット情報など）の効果的な発信を行うなど、更なる対策を図ります。

### (2) 物流の整序化に向けた取組 (P30~P32)

- ・ 商店街からの聞き取りにより、現状把握を行うとともに、他都市の好事例やこれまでの物流実態調査等から得られた知見をフィードバックするなど、効果的な取組に繋がるよう調査・検討を進めます。
- ・ 近年のインターネット通販等の拡大に伴う個人宅配個数の急増や、トラックドライバー不足などにより、ドライバーの負担が大きくなっていて、物流業界からは、安心して配達できる荷捌き環境が求められていることから、まずは、既に駐車禁止規制が緩和されている3区間（御池通、三条通、五条通）について、京都府トラック協会が推奨するルール（1回の駐車20分以内）の遵守と有効利用を呼びかけるとともに、荷捌き環境の更なる改善に向け、必要な調査・検討（利用実態調査やニーズ調査、道路特性の把握など）を行います。

### (3) タクシー駐停車マナー向上に向けた取組 (P33, 34)

- ・ タクシー乗り場からはみ出しや、交差点やバス停付近での違法な客待ちは依然として多いため、引き続き、指導・啓発に取組むとともに、タクシードライバーを対象とした研修会や講習会で直接呼びかけるなど、より踏み込んだ取組も実施します。
- ・ さらに、タクシー利用者に対して、ルールを知って、正しく乗降いただくため、近年普及が進む「タクシー配車アプリ」や車内デジタルサイネージ等、様々なツールを活用した周知・啓発に取組んでいきます。
- ・ また、乗務員への指導・啓発はタクシー業界が主体で、利用者に対する乗降ルールやマナーの周知・啓発は事務局が主体で取組むなど、役割分担を明確にしたうえで、効果的な取組を推進します。

### (4) 更なるまちなかの賑わいの創出を目指す取組 (P35)

- ・ 国では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」をコンセプトに、賑わいのあるまちづくりに関連する、様々な法改正や予算・税制措置がされています。
- ・ また、河原町蛸薬師商店街等では、新型コロナウイルス対策として設けられた道路占用許可基準の特例緩和を活用し、路上でテラス営業を行う実証実験が実施されています。
- ・ このように、国の支援制度を利用し、地域団体が主体となって実施する、道路空間を活用した賑わい創出の取組と十分連携し、地域特性や社会ニーズにマッチした、賑わいある「歩いて楽しいまち」づくりを進めます。